

# 1 議 事 日 程 (第 3 日)

(平成 2 1 年第 4 回有田川町議会定例会)

平成 2 1 年 1 1 月 2 7 日

午後 1 時 3 0 分開議

於 議 場

- 日程第 1 意見書案第 1 号 地方交付税についての意見書の提出について
- 日程第 2 意見書案第 2 号 管内一般国道 4 2 4 号・4 8 0 号及び幹線道路ネットワーク整備についての意見書の提出について
- 日程第 3 議案第 114 号 平成 21 年度 有田川町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 4 議案第 115 号 平成 21 年度 有田川町老人保健事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 5 議案第 116 号 平成 21 年度 有田川町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 6 議案第 117 号 平成 21 年度 有田川町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 7 議案第 118 号 平成 21 年度 有田川町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 8 議案第 119 号 有田川町鉄道交流館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 120 号 有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 121 号 町営土地改良事業の施行について
- 日程第 11 議案第 122 号 有田川町道路線の認定について
- 日程第 12 議案第 123 号 平成 18 年度 有田川町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の変更について
- 日程第 13 議案第 129 号 訴訟の提起について
- 日程第 14 議案第 130 号 有田川町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 131 号 有田川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 132 号 財産の取得について  
平成 21 年度 理科教育設備等整備充実事業  
小学校用理科設備等購入
- 日程第 17 議案第 133 号 財産の取得について  
平成 21 年度 理科教育設備等整備充実事業  
中学校用理科設備等購入

- 日程第18 議案第134号 財産の取得の変更について  
平成21年度 孤立集落通信確保事業  
超短波無線電話装置購入
- 日程第19 議案第135号 財産の取得の変更について  
平成20年度 地域活性化・生活対策臨時交付金事業  
地上デジタル放送対応テレビ購入（吉備地区）
- 日程第20 議案第136号 財産の取得の変更について  
平成20年度 地域活性化・生活対策臨時交付金事業  
地上デジタル放送対応テレビ購入（金屋・清水地区）
- 日程第21 議案第137号 和歌山県市町村職員退職手当事務組合規約の一部変更について
- 日程第22 議案第138号 和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散について
- 日程第23 議案第139号 和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第24 議案第140号 和歌山県市町村議会議員等公務災害補償組合の解散について
- 日程第25 議案第141号 和歌山県市町村議会議員等公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第26 住民福祉常任委員会の閉会中の継続審査の件（請願第5号）
- 日程第27 産業建設常任委員会の閉会中の継続審査の件（請願第6号）
- 日程第28 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第29 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第30 特別委員会の閉会中の継続調査の件

## 2 出席議員は次のとおりである（24名）

1 番	尾 上 武 男	2 番	増 谷 憲
3 番	堀 江 眞智子	4 番	橋 爪 弘 典
5 番	東 武 史	6 番	細 東 正 明
7 番	田 中 良 知	8 番	岡 省 吾
9 番	前 ゝ 利 夫	10 番	湊 正 剛
11 番	佐々木 裕 哲	12 番	森 本 明
14 番	殿 井 堯	15 番	浦 博 善
17 番	坂 上 東洋士	18 番	楠 部 重 計
19 番	新 家 弘	20 番	西 弘 義
21 番	中 ✓ 正 門	22 番	中 山 進
23 番	竹 本 和 泰	24 番	大 岡 憲 治
25 番	亀 井 次 男	26 番	森 谷 信 哉

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

13番 横畑龍彦

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

10番 湊正剛 19番 新家弘

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

町長	中山正隆	副町長	山崎博司
清水行政局長	保田永一郎	会計課長	浜田文男
総務課長	須佐見政人	企画財政課長	山崎正行
総合業務課長	高垣忠由	消防長	前田英幸
福祉課長	星田仁志	環境衛生課長	河島一昭
住民課長	福原茂記	税務課長	赤井康彦
情報管理課長	水口克將	建設課長	東信行
産業課長	中島詳裕	地籍調査課長	大方肇
水道課長	山本満寿典	下水道課長	東敏雄
教育委員長	毛保敦	教育長	楠木茂
学校教育課長	坂上泰司	社会教育課長	三角治

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長 本下浩久 書記 池 〇 ひろ子

開議 15時58分

○議長（橋爪弘典）

開会いたします。

13番、横畑龍彦君から欠席の届出がありましたので、報告します。

ただいまの出席議員は、24人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

また、本日の説明員は、町長ほか21人であります。

また、監査委員より、平成21年10月分の例月出納検査の結果がお手元に配布のとおり報告されています。

…………… 日程第1 意見書案第1号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第1、意見書案第1号、地方交付税についての意見書の提出についてを議題とします。

本意見書案は、提出者12番議員、賛成者1番議員のほか6名より提出されていますので、12番議員に提案理由の説明を求めます。

12番、森本明君。

○12番（森本 明）

意見書案第1号、地方交付税についての意見書の提出について、提案理由の説明を行います。

お手元に配布の意見書案の朗読をもって、説明にかえさせていただきます。

地方交付税についての意見書（案）

現在、地方団体は1,772市町村と47都道府県があります。その財政規模や財政力は千差万別であります。しかし、すべての地方団体は、法令等により義務づけられた行政サービスを、財政力にかかわらず一定の水準で保障することを求められています。義務教育の年限、生活保護水準等は、居住地の県や市町村の財政力によって左右されるものでなく、全国どこに住もうとも、標準的な行政サービスが行われなくてはならないのであります。

したがって、財政調整制度の根本である地方交付税を論議され、決定される場合は、あくまでも地方交付税法に基づく適切な処理を求めるものであり、以下の事項を実現されるよう強く求めます。

記

- (1) 財政調整を受ける団体の独立性、自主性を損なわないこと。
- (2) 公平な基準により配分されること。算定基礎が明確であること。
- (3) 財源不足を補填するに十分な総額が確保されること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年11月27日、和歌山県有田川町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣であります。

十分にご審議いただき、よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（橋爪弘典）

これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本意見書案は、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

したがって、本意見書案は原案のとおり提出することに決定しました。

…………… 日程第2 意見書案第2号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第2、意見書案第2号、管内一般国道424号・480号及び幹線道路ネットワーク整備についての意見書の提出についてを議題とします。

本意見書案は、提出者9番議員、賛成者23番議員のほか9名より提出されていますので、9番議員に提案理由の説明を求めます。

9番、前々利夫君。

○9番（前々利夫）

意見書の提出について、提案理由をただいまより、朗読をもって、させていただきます。

よろしく願いいたします。

なお、意見書案につきましては、お手元に配布させていただいております。

意見書案第2号、管内一般国道424号・480号及び幹線道路ネットワーク整備についての意見書の提出について、提案理由の説明を行います。お手元に配布の意見書の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

管内一般国道424号・480号及び幹線道路ネットワーク整備についての意見書（案）

私ども居住する和歌山県下幹線道路ネットワーク整備状況は全国水準ワースト2にあり、社会構造整備の要である道路整備の充実なくして市町村の活性化が期待できません。

国におかれては、22年度当初予算編成の過程として、21年度補正予算の見直し額を閣議決定され、目下、概算各省庁要求額増加に伴う仕分け作業が進められているが、道路整備関連については、担当省要求は21年度当初予算に比べ12%減の1兆736億円とされており、私どもにとっては理解することができません。

よって、以下の事項を実現されるよう強く求めます。

#### 記

1. 平成20年度決定の中期道路整備計画を尊重されたい。
2. 管内一般国道424号・480号の整備促進を引き続き実施されるとともに幹線道路ネットワークの整備を実施されたい。
3. 道路整備財源の安定、かつ持続性確保に万全を期せられたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年11月27日、和歌山県有田川町議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、総務大臣、財務大臣、以上であります。

○議長（橋爪弘典）

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本意見書案は、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

したがって、本意見書案は原案のとおり提出することに決定しました。

…………… 日程第3 議案第114号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第3、議案第114号、平成21年度有田川町一般会計補正予算第5号を議題とし

ます。

質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、浦博善君。

○15番（浦 博善）

議案第114号、有田川町一般会計補正予算についての質疑を行います。

第5項の保健体育費、体育施設費で計上されています、311万3,000円の工事請負費についての工事内容と実施予定日等を説明を願います。37ページです。

○議長（橋爪弘典）

社会教育課長、三角治君。

○社会教育課長（三角 治）

浦議員のご質問にお答えいたします。

37ページに載っておりますところの工事請負費、311万3,000円でございますが、これは農民広場の原形復旧でございます。

これにつきましては、現状がフェンス、また照明設備、また倉庫がございますので、これを撤去するというふうな作業でございます。

予算が通りますれば、至急工事を行いたいというふうに考えております。

以上でございます。

（「目的は」と浦議員、呼ぶ）

○社会教育課長（三角 治）

目的につきましては、この農民広場を返却したい、現在ほとんど使われていない状況にありますので、返却したいというふうなことでございます。返却するたに原形復帰をするということでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪弘典）

15番、浦博善君。

○15番（浦 博善）

農民広場を返却したいということで、この工事をするということですけども。

それについて、今回、議案に提出されています129号で、訴訟の議案が出されていまして、これについての議決等を待たずして、こういう作業を進めても問題ないのでしょうか。

○議長（橋爪弘典）

社会教育課長、三角治君。

○社会教育課長（三角 治）

お答えいたします。

現在のところ、4名の方に賃貸料、賃借料を払っております。それにつきまして返却する方向で話を進めていきたいというふうなことでございます。返却するためには、撤去す

るということが、まず必要でございますので、そういうふうな工事を改めて行っていきたいというふうに考えております。

○議長（橋爪弘典）

15番、浦博善君。

○15番（浦 博善）

先ほどから返却したいということ言うてますけども、この129号については、町のものにしたいというふうな訴訟内容ですけども。町のものにしたいというふうな内容の訴訟提起があがっていますけども、この問題がきちっと解決されてから、こういうふうな工事に移るべきじゃないかなと思うんですけども。そのへんの、これから裁判を起こそうかというこの土地について、どういう結論が出るかわからない状況で、また、もしくは、議会でこの129号、これ可決するかどうかもわからない状況で、あわててこれ予算あげていますけども、これ、ちょっと順番がおかしいん違うかと思うんですけども。そのへんはどうお考えでしょうか。

○議長（橋爪弘典）

社会教育課長、三角治君。

○社会教育課長（三角 治）

現在のところですね、私どもでは、使わなくなったところにつきましては、速やかに戻していくというふうなこと、これは行政のスリム化でもあり、費用のむだを省くというふうなことでございます。そのためには、1日も早く、現在ある不要な施設は取り除いてというふうなことでございます。

○議長（橋爪弘典）

ほかに質疑ありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。私も補正予算について質疑をさせていただきます。

まず、今の質疑にかかわって、まずお聞きしておきますけども。

結局、その農民広場の現状回復のことなんですけども。この土地は返す部分と、それから、訴訟を起こす方の両方あるわけですね。その中には、全体として見れば、フェンスの撤去とか、それから照明の撤去も含めて、全体にかかわってくる範囲になってきますよね。その一方で訴訟の提起を起こすとなれば、最低4ヵ月以上はかかるんです。そうなったら、年度内の執行は、やっぱり不可能になってくる可能性が大きいと思うんです。だから、この予算計上はやっぱりおかしくなってくるという認識だと、さっきの質疑の意図は、僕はあると思っているんですが、それにちゃんと答えてないと思うんです。それをまず指摘しておきます。

それから、23ページですね、新金屋庁舎建設に伴う設計測量委託の。この問題については、先だって、町長さんにご質問させていただいたことにかかわるのですが、再度お



伺います。今回のその……

(「何ページですか」と発言する者あり)

○2番(増谷 憲)

23ページの新金屋庁舎の設計委託料ですね。——500万。——わかりますか。

それですね、入札時期はいつごろになって、設計はいつごろ仕上げる段取りになるよう考えておられるのか、まず伺いたいですよ。

2つ目に、設計にはどんな内容で注文を、こういう庁舎にしたいから設計にはこういうことを盛り込んでくれという、そのへんの能動的な働きかけといいますか、その注文プラン、それはどういうふうに考えておられるのか伺っておきたいんです。

例えばですね、維持管理費をできるだけ少なくしたいというふうになれば、例えば人件費を除いて、施設管理費を抑えるために効率のよい対策ということで、太陽光発電や風力発電、雨水の利用、それから、熱源に木材チップを利用するとかですね、また町民が来やすくするためにも、庁舎内の壁をですね、絵を飾ったり、写真を飾ったりするようなギャラリー的なものも展示できるようなこともあわせて考えるとかなですね、そういうプランは、どういうふうになっているのか伺っておきたいんです。

それから3つ目に、できるだけ補助金が取れて、一般財源の持ち出しが少なくすむような方策、それから仮に庁舎を解体するとなったら、庁舎解体についても起債対象に私はなるのではないかと思っているんですが、そのへんの調査はどうかということですね。

それから4つ目に、先日の質問で87人規模の庁舎ということをご答弁をされましたので、そうなりますと、今後少なくとも10年は分庁方式は残るというふうに判断してもいいということになると思うんですが、それは町長さんのご判断で答えていただきたいと思います。

それから6つ目に、設計するに当たって——新金屋庁舎の場合ですよ。今、金屋庁舎建設庁内検討委員会つくられてあるというふうになってはいますが、これにですね、庁内だけと違って、まあ庁内は庁内で論議できる場も持ちながら、外の立場から一般の有識者や町民も参加して、オープン的に設計へ参加できるような態勢が、取り組みができないか、そういう提案もさせていただきたいんです。

これがまず測量設計にかかわっての問題です。

それから、2つ目に、27ページのインフルエンザの予防接種助成金ありますけども。今回、これは2回分組まれていますので、それで対象は5,000人ということになって、もし足りなくなってくれば、もう今の状況では、ほとんど1回でもOKだというふうに聞いておりますので、対象の枠を、当然広げていくことになるというふうに判断していいのかどうか、お答えいただきたいと思います。

それから、3つ目。37ページの文化財の改修補助金、今回150万組まれています。で、有田川町の文化財保護条例の第10条に、経費の負担という項目があります。ここに指定文化財の管理や修理等は、所有者の負担と明記されていますが、しかし全額負担する

に耐えない場合、その他の特別な事情がある場合は、町は予算の範囲内でその経費の一部を負担することができるとなっています。

第1に、予算の範囲内であればということですので、年度によってはかわるかも知れないし、明確な判断基準が要るんだと思うのですが。今回の150万円は、修復費の10分の1ぐらいに聞いているのですが、このへんの具体的なきめ細かな点は、要綱等でどう設定されるのか。

第2に、その場合ですね、教育委員会は、その条件として管理等に関し、あらかじめ所有者等に対して必要な事項を指示するとともに、指揮監督することができるとなっていますね。この中には。だから、どんなことを指示されたのか、伺いたいと思います。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

農民広場についてはですね、これもう、いずれ返したいという気持ちを持っていまして、そのためにフェンスとか、照明の鉄塔、これまず先にとっておいた方がええんと違うかということで、予算化をさせていただきました。もちろん、訴訟が入ったらそんなに簡単に片がつくとは思っていませんけれども、とにかくもう、いずれにしても、取らんなんもんについては、今使っていませんし、早く取りたいなという考えであげさせていただきました。

それから、金屋庁舎の設計はいつごろからという話ですけども。これ、23年度中に完成ということですので、それに間に合うように設計をしたいと。その中で、できれば一番安くつく方法と、もう1つ、設計の中へどうしても盛り込んでいきたいと思っているのは、紀州材、清水材をふんだんに使って、やっていきたいと。

この前の第三保育所についても、紀州材を使えば、約半額の補助金が出ました。これ、実際出ました。ほいで、これももう少し研究をやって、この庁舎にもそういう紀州材をふんだんに使えば、それに対して補助金が出るのか、出るのであればそれは十二分に活用して、補助金の枠にはまるように、紀州材もふんだんに使っていきたいと思います。

それから、撤去については、これ、起債の対象になるのかという話でありますけれども、これも一応いっぺ調べてみたいと思います。

それから、ワクチン、初めこれ2本打たなあかんというやつが、もう1回打てば十分対応できるということで。その分広げていきたいと思っています。

それから、文化財の補修、これ、1,000万から要るということですね、やっぱり文化というのも大事にしていかなければならないので、1割分ぐらいの、これは実は予算なんです。それで、本当言えばですね、新しく全部木をやりかえたら、もっと安くつくということで、まあ、地元の人もそういうことを考えていたようですけども、そうすると、もう文化財の指定は取れないということで、とにかく、今の文化財として残そうと思えば、

古くなって、やむなく取りかえる部分だけ取りかえなくてはいけないということで、結局専門家に頼まなくてはならないということで、若干高くついているようです。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

答弁いただいていないところもあるんですけども、もうあんまり聞きませんが。

じゃあ、結局その農民広場の周辺のあれはですね、訴訟があろうがなかろうが関係なしに取っていきたいという判断でいいわけですね。それで大丈夫ですね。あとでいろいろ問題起こってきませんよね。そのへん明確にしといてもらわないと、予算執行、また問題いろいろ出てくると思うので、確認してくださいよ。

それですね、金屋庁舎のことなんですけども、新庁舎、87人規模ということでいいわけですね。10年は最低そのままで維持できるということで、その答弁なかったの、もう一度お答えいただいて。

それから、教育委員会の指導、指揮監督、所有者等にどんなことを言ったのかということの答弁なかったんですけども、もしあるならば、担当課からお答えいただきたいと。なければ、もうないということで結構ですから。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

フェンスとか照明の撤去については、何ら問題はないと考えます。

それと、庁舎については、87人規模の庁舎建築にしたいと思っています。

○議長（橋爪弘典）

社会教育課長、三角治君。

○社会教育課長（三角 治）

下品堂についてです。

指示につきましては、現況復旧というふうなことで、文化財の価値を損なわないというふうなことを指示しております。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

ほかに質疑ありませんか。

23番、竹本和泰君。

○23番（竹本和泰）

23番、竹本です。

今、まあ、金屋庁舎の問題に関連してですけども。一応、規模が87名。もちろん、規模とか面積等がなければ、500万円の工事設計という予算計上はできないと思うんです

けども。その中には、ほいや、当然、金屋分庁舎として位置づける産業、福祉、教育、今まあ地籍も入っているわけですけども。そのほかに、当然、まあ福祉となれば、相談室等々も必要となってくるであろうし、いろいろまあ、庁舎における会議室とか、あるいは指揮命令系統が非常にまあ不十分であるように感じるんですけども。当然、助役なり、町長がそこへ出向いて座る部屋とか、そういった諸々の状況が網羅されているのかどうか。平米的にも、どのくらいで建坪の面積を考えているのかというあたりもお聞きしたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

今の庁舎にはですね、しかとした会議室もありません。今の庁舎。会議室も、何人か入るような会議室も設置をしたいと思います。とにかく、産業課とか、それはもう合併協議会の中の決め事でありますので、1個にならない限り、分庁舎としては、あそこへ置くという決まりもありますので、87人ぐらい入れる規模の庁舎を建てていきたいと思っています。

約1,800平米です。建坪については1,800。

（「町長とか助役室等の、管理できるような」と竹本議員、呼ぶ）

○町長（中山正隆）

町長室って。助役室は置く考えは持っていません。毎日、2人いてるわけじゃなしに。できたら、一部屋、そういった部屋をつくらせていきたいなと思っています。

○議長（橋爪弘典）

23番、竹本和泰君。

○23番（竹本和泰）

財源的には、特例債が一番使いやすいと思うんですけども、そのほか、紀州材を使用した場合の補助金とかいうかたちは、当然まあ考えてあると思うんですけども。内容的に、大理石とか立派なものじゃなくても、やっぱりスペースは確保する必要があると思うし、助役なり町長さんが出向いて、そこでやっぱり、職員の状況もね、見られるような部屋というのも当然やっぱり必要ではないか。また、そこへ出向いて、町民との相談とかできるような状況等もやっぱり考慮していくべきじゃないかと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

そういうことを十分考慮して建てていきたいなと思っています。

それから、ちょっと増谷さんに答弁もれあって。今、庁舎内で検討委員会というのは職

員で立ち上げていますけれども、まあ必要に応じて、部外者も入ってもらうということになっていきますので、またいろんな方にも入っていただいて、最終的には検討していきたいなと思います。

○議長（橋爪弘典）

25番、亀井次男君。

○25番（亀井次男）

金屋庁舎の関連で、2点ばかり、ちょっとお聞きしたいと思います。

合併協議会で、金屋庁舎へ、その課を持っていくという話の中で。僕、今の福祉センターの、これの活用というもんについても、きちっとまた考えていただきたいなど。まあ、福祉のところで今、職員が40人ぐらいいてると思うんで。ほいてやっぱり、福祉課であったら、いろいろな課があるんで。やっぱり今の福祉センターもひとつ考えると。また、庁舎については、できるだけ、カウンター式な、町民からサーっとこう見やれるような、吉備庁舎みたいに、いちいち階がかわっているようなかたちの取らないようなことを、いろいろご検討していただきたいと、こういう要望でございます。

町長のお考えだけちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

福祉センターについては、非常に今、利用たくさんされています。ここのまた今後検討を、いろんな方向で検討をしていきたいと思います。

それから、利便性、もちろん、一番ええんが平屋で、1フロアで、入ったらもうすべての課が見渡せる、これが理想的ですけども、やっぱり1,800となれば、一部2階にならざるを得ないだろうなと思っています。まあ、その中で、来てくれた町民の方々ができるだけ利用しやすいように、庁舎を建設をしたいと思っています。

○議長（橋爪弘典）

25番、亀井次男君。

○25番（亀井次男）

僕は、ある程度、要望でとめとこうと思ったんやけど。僕が言いたいんは、福祉センターがね、保健福祉センターという立派なもんがあると。ほいて、これを金屋庁舎へ全部入れてしまうという話も、そらええけど、これも活用すべきではないかと。福祉として。それは、離れても、また、みんなのご意見で通ると思う。やっぱり、あそこへ福祉が行った入り口のところに社協もある、入ったら全部いろいろな相談もできる、エレベーターもついているわけやしよ。そうやろ。あれを活用せん——活用するとは思っているけど、それをどうしても箱へ全部入れてしまうんやという考え自体がおかしいなど。あそこへ今回でも福祉が入ってもええと思うんやで。まあ、そんなことまで言えへん。

今度は庁舎を建つというんであれば、福祉をよそへ持っていくの違って、全体的に合併

協議会で話ができると。産業課も、福祉も、教育も金屋でいてるんやと。そやけど、あの活用をきちっとできるようにしてほしいよということ。ほいたら、今度、新しい庁舎になったら、入って、カウンター式にファーっと見渡して、できるようにして、町の課がすべて下へ入るようにしたらええと。そして、上へは、いろいろ相談したりとか。そこは、いろいろ考えてくれたらええんやけど、吉備庁舎みたいな失敗をしないように、お願いしたいと、こう何してるんで、やっぱり設計のときでも、またご検討お願いしたいと、こういうことのでございますので、誤解のないように。もう1回答弁をいただきます。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

福祉センターね、利用できる部分があれば利用して、その分、1フロアで、会議室なんかは2階とか、いろんな方向で検討しながら、やっていきたいと思えます。

○議長（橋爪弘典）

25番、亀井次男君。

○25番（亀井次男）

僕が言うてるんが、福祉課が福祉保健センターを丸々使われるようにも、ひとつ考えたらどうですかと、こういう。ただ、福祉課も、教育も、産業も、今、地籍もそこへ全部入ってしもてという話と、それもええやろと。ええけど、あの福祉センターも活用したらどうですかという話をしてるんで。ほいで、福祉でというたら、やっぱりいろいろの相談事から、人と会いたくないという人もあるわけやしよ。やっぱり、福祉センターのところには、社協もあるし、ほいて、福祉課もきちっとあるんやさかい。そこへ行ったら。ほいたら、あそこでやったら、相談のできるような、この、みなは「部屋が切れてらいしよ」ということもあるんで。あれも「あそこへ出したら悪いんや」「合併協議会ときは、そんなにいかんねん」という話か、同じあそこのとこで、今度はまあ教育がちょっと借り間するというけど、教育が行くよりも福祉課が行ったりしたらどうですかと。あんまり細かいところまで何せえへんのやけど、ひとつ僕の提案も考慮してくれるかというだけの話で。あんまり、もう深く入らんとかんげ。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

亀井議員さんのおっしゃること十二分に考慮して建設をしたいと思えます。

○議長（橋爪弘典）

15番、浦博善君。

○15番（浦博善）

休憩。

○議長（橋爪弘典）

しばらく休憩します。

~~~~~

休憩 16時35分

再開 16時53分

~~~~~

○議長（橋爪弘典）

再開いたします。

議案第114号は、これで中断し、本日の会議は、これで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

なお、次回の本会議は、11月30日、月曜日、午前9時30分より再開をいたします。

よろしくお願いいたします。

~~~~~

延会 16時54分

